

☆必ず押さえておかないといけない4つのポイント

- ①遺言の内容となる全文を自筆で書く。
ただし、2019年1月13日に以降に作成された遺言については、財産目録に限って、目録の各ページに署名押印すれば、自筆で書かなくてもOK
- ②日付を自筆で書く
- ③氏名を自筆で書く
- ④押印する

☆自筆証書遺言の方式についての細かな注意点

①遺言の内容となる全文を自筆で書く

- ・ワープロ打ちは、財産目録を除いて×
- ・録音や録画では×
- ・コピーしたものは×
- ・他人の添え手による場合はケースバイケースの判断

②日付を書く

- ・○年△月□日と書く（和暦でも西暦でもよい）
- ・「吉日」では×（最高裁昭和54年5月31日判決）

③氏名を書く

- ・遺言者が特定できればよいので、厳密に戸籍上の氏名を書かなければならないわけではない（通称などでもよい）。

もっとも、トラブル防止のためには戸籍上の氏名を書く方が望ましい

④押印

- ・認印でも、拇印でもよい（最高裁平成元年2月16日判決）が、トラブル防止のためには実印の方が望ましい

⑤標題（タイトル）

- ・「遺言書」と書かなくてもよいが、書いた方が分かりやすい

⑥筆記用具

- ・毛筆、万年筆、ボールペン等、特に制限はない。鉛筆書きでもよいが容易に改ざんされるので避けるべき
- ・黒色でなくてもよい

⑦縦書き、横書きを問わない

⑧用紙の大きさ、素材は問わないが、長期間保管する前提で用意する

- ・ノート等にも書いてもよいが、紛失したり、発見されない可能性が高くなる

⑨「ですます調」でも「である調」でもよい

⑩封をする必要はないが、改ざんなどを防ぐために封をしておいた方がよい

☆自筆証書遺言が法律上の方式を欠いた場合

⇒遺言としては無効となる

もっとも、死因贈与契約としての効力を持つとされる場合もある

☆一度作成した自筆証書遺言を書き直したいとき

①遺言の記載内容を変更する方法

⇒変更の仕方が決まっており、それに従わないと変更部分が無効になるばかりか、遺言全体が無効になる可能性もあるので注意

②新しく遺言を作り直し、前の遺言を破棄する方法

なお、日付の異なる複数の遺言書がある場合は、遺言書の内容が抵触する部分については、日付の新しい遺言が効力を持つ

☆自筆証書遺言の保管の仕方

⇒破棄、改ざん等がされないように保管する。他方で、死亡した場合にはすぐに発見されるようにしておく

⇒関係者の手の届かないところで保管しつつ、遺言書を作成していることや相続になった場合の連絡先だけを伝えておくのがオススメ